

Hi

新規性・進歩性の判断対象たる「発明」の意義－パブリック・ドメインの保護とイノベーションの調和に向けて－.pdf

PDF

要約してください。

ChatGPT

この文書は、特許の新規性および進歩性の判断において「発明」の意義を検討し、特にパブリック・ドメインの保護とイノベーションの調和を目指した議論を展開しています。文書では、新規性および進歩性を判断する対象となる「発明」がどのように定義されるべきかについて、具体的な理論的対立を紹介し、それらの解決策を模索しています。

主なポイントは以下の通りです：

**1. 発明の意義とその判断基準：**

- 発明とは、特許請求の範囲に属する物や方法の集合体であり、その集合内に既知の技術や容易に想像できる技術が含まれている場合、新規性および進歩性が否定されるべきである。
- 発明の技術的範囲は客観的な構成に基づいて判断されるべきであり、技術思想や発明者の主観は考慮されるべきではないと主張されています。

**2. 新規性と進歩性の判断：**

- 新規性の判断において、引用発明とされる技術が特許請求の範囲内に含まれていれば新規性は否定されるべきである。
- 進歩性の判断においても、引用発明から容易に想像できる技術が特許請求の範囲に含まれる場合、進歩性は否定されるべきとされています。

**3. 具体的な事例への適用：**

- 数値限定発明や特殊なパラメータを含む発明の新規性・進歩性の判断についても言及されており、これらのケースでは、特許請求の範囲に含まれる技術が既存技術に該当する場合には新規性が否定されるとしています。

この文書は、特許制度がどのように運用されるべきか、特に新規性と進歩性の要件がどのように解釈されるべきかについての深い考察を提供しています。パブリック・ドメインの保護と特許権のバランスを取るためのアプローチとして、具体物説が支持されています。

4o

特定事項説と具体物説について詳細に述べ、筆者が具体物説を支持する理由をわかりやすく説明してください。

ChatGPT

特定事項説と具体物説について詳しく説明します。

## 1. 特定事項説(外縁説)とは

特定事項説(外縁説)は、特許請求の範囲に記載された発明の構成要件、つまり「発明を特定するための事項」に基づいて新規性や進歩性を判断する立場です。この説では、発明の技術的思想(どのような技術で課題を解決するか)は、請求項に記載された特定事項によって決定され、その特定事項に基づいて発明が判断されます。

具体的には、発明の技術的範囲は請求項の記載により画定され、その記載された技術的事項が既存の技術と比較されることで新規性や進歩性が判断されます。

## 2. 具体物説とは

具体物説は、発明とは特許請求の範囲に含まれる具体的な技術、すなわち「物」や「方法」の集合体であるとする立場です。この説では、発明の技術的範囲は請求項に記載された事項によって定義されるが、実際に含まれる具体的な技術が新規であるか、または容易に想像できるものであるかが重要となります。

具体物説では、請求項の記載が発明を定義することは否定しませんが、それは技術的範囲の外縁を定義するためのものであり、新規性や進歩性の判断対象は、実際に技術的範囲に含まれる具体的な物や方法にあるとされています。

## 3. 筆者が具体物説を支持する理由

筆者は、以下の理由から具体物説を支持しています。

### (1) 不当な独占を防ぐ

筆者は、新規性および進歩性の判断において、具体物説を採用することで、不当な独占を防ぐことができると考えています。特定事項説に基づく、請求項に記載された事項に対して新規性や進歩性が判断されるため、既に公知の技術や容易に想像できる技術が含まれている場合でも、特許を取得できてしまう可能性があります。これに対し、具体物説では、実際に含まれる具体的な技術が判断対象となるため、既に公衆に利用可能な技術に対して独占権が与えられることを防ぐことができます。

### (2) 第三者の萎縮を防ぐ

筆者は、特許権が公衆の自由な利用を制限し、第三者の活動を萎縮させることを懸念しています。特定事項説では、技術的思想や目的が考慮されるため、技術者や企業がどのような目的で技術を使用しているかが問題となり、裁判において予測困難な判断が下される可能性があります。これに対して、具体物説では、客観的な技術的範囲に基づいて判断されるため、第三者が技術を利用する際の予測可能性が高まり、萎縮を防ぐことができます。

### (3) クレーム表現の工夫による不当な進歩性の肯定を防ぐ

具体物説では、発明の技術的範囲に含まれる具体的な技術が判断対象となるため、クレーム表現を工夫して進歩性を無理に肯定することを防ぐことができます。特定事項説では、クレーム表現によって進歩性を主張できる場合がありますが、具体物説では、実際に含まれる具体的な技術が容易想到であるかどうか判断基準となるため、不当に進歩性を肯定することは難しくなります。

### (4) パブリック・ドメインの保護

筆者は、特許制度の目的は発明を奨励し産業の発展を促すことであり、そのためにはパブリック・ドメインの保護が重要であると考えています。具体物説を採用することで、既に公衆に利用可能な技術が特定人に独占されることを防ぎ、パブリック・ドメインを保護することができます。これにより、発明の奨励とともに、公衆が自由に利用できる技術の範囲を確保することが可能となります。

## まとめ

筆者は、特許制度が本来の役割を果たし、イノベーションを促進するためには、特定事項説ではなく具体物説を採用すべきであると主張しています。この立場に立つことで、パブリック・ドメインを保護し、不当な独占を防ぎ、第三者の活動を委縮させない特許制度の運用が可能となると述べています。

40

数値限定発明・特殊パラメータ発明について詳しく

ChatGPT

数値限定発明と特殊パラメータ発明について詳しく説明します。

## 1. 数値限定発明とは

数値限定発明とは、特許請求の範囲において、技術的特徴を数値で限定した発明を指します。例えば、化学物質の濃度、温度、圧力、時間などの特定の範囲を数値で指定することで、その範囲内で特定の効果を得る技術が保護されます。

数値限定発明の典型例としては、「エキス分の総量が 0.5%以上 2.0%以下の飲料」などがあります。この場合、エキス分の総量という技術的特徴が 0.5%から 2.0%までの範囲で特定されており、その範囲内での技術的効果が発明として保護されます。

## 2. 特殊パラメータ発明とは

特殊パラメータ発明は、通常の物理的・化学的特性や操作条件ではなく、独自のパラメータで技術的特徴を特定する発明を指します。これらの発明では、パラメータが通常の技術

文献では使用されないものであり、その特定のパラメータが発明の新規性や進歩性に寄与していることが重要です。

例えば、特定の化学組成物の発明において、その組成物の特定の結晶構造や、特殊な測定方法で得られる値がパラメータとして使用されることがあります。このようなパラメータは、通常の技術領域では使われないことが多く、そのために独自の効果や機能を持つことが特徴です。

### 3. 数値限定発明・特殊パラメータ発明における新規性・進歩性の判断

#### (1) 新規性の判断

数値限定発明や特殊パラメータ発明の新規性を判断する際には、引用発明(既存の技術)が請求項に記載された数値範囲やパラメータを満たしているかどうかポイントになります。引用発明において、数値が発明の技術的範囲に含まれている場合、原則として新規性は否定されます。

例えば、引用文献においてエキス分の総量が0.7%である飲料が記載されている場合、請求項が0.5%以上2.0%以下の範囲を要求しているとすれば、その発明の新規性は否定される可能性があります。この場合、引用発明の技術が既に公知であり、独占権を与える必要がないと判断されるからです。

#### (2) 進歩性の判断

進歩性の判断においては、数値限定や特殊パラメータが技術の非容易性を示しているかが重要となります。特許が認められるためには、当該数値範囲やパラメータが、既存技術から容易に導き出せるものでないことが求められます。

例えば、ある特定のパラメータが従来の技術文献にはない、もしくはそのパラメータの重要性が新たに見出された場合、その発明は進歩性を持つと判断されることがあります。しかし、引用発明において結果としてそのパラメータが達成されている場合には、進歩性が否定されることもあります。

### 4. 裁判例での取り扱い

数値限定発明や特殊パラメータ発明に関する裁判例では、次のような判断が見られます。

#### 知財高判令和4年8月4日(噴射製品及び噴射方法)

この事件では、噴射製品の発明において、引用発明と特定された技術が、請求項に記載された発明の技術的範囲に含まれるかどうか争点となりました。判決では、引用発明に

において具体的な数値が発明の構成要件を満たしている限り、その技術的意図や目的の違いに関係なく新規性が否定されるとされました。

## 知財高判平成 26 年 9 月 25 日(誘電体磁器)

この事件では、誘電体磁器の発明において、組成式による数値限定が問題となりました。引用文献に記載された技術が、再現実験により発明の構成要件を満たすことが確認されたため、新規性が否定されました。

これらの事例からわかるように、数値限定発明や特殊パラメータ発明においては、技術的な意図や思想に関係なく、引用発明がその範囲やパラメータを満たしているかどうか、特許の可否を決定する重要な要素となっています。

## まとめ

数値限定発明および特殊パラメータ発明は、特許請求の範囲において数値や特殊なパラメータで技術的特徴を限定する発明です。これらの発明においては、既存技術がその範囲やパラメータを満たしているかが新規性および進歩性の判断において重要であり、裁判例においてもその具体的な技術がどのように解釈されるかが焦点となります。筆者は、このような発明においても、具体物説を支持し、客観的な技術的範囲に基づいて判断されるべきだと主張しています。

4o

選択発明について詳しく

ChatGPT

選択発明について詳しく説明します。

## 1. 選択発明とは

選択発明とは、既存の広い技術的範囲をカバーする「上位概念の発明」の中から、特定の実施形態や範囲を選択して新たに特許請求する発明のことです。選択発明は、既存の上位概念の発明に含まれる範囲を具体的に限定することで、特定の技術的効果や利点を得ることができる場合に成立します。

例えば、化学物質の組成に関する発明において、上位概念の発明が「特定の化学式を持つ化合物の範囲全体」をカバーしているとします。この中から特定の範囲(例えば、ある成分の含有量が一定の範囲に限定されたもの)を選択することで、新たな技術的効果が得られる場合、これが選択発明として認められることがあります。

## 2. 選択発明の特許性

選択発明が特許性を持つためには、いくつかの要件を満たす必要があります。

## (1) 新規性

選択発明が新規性を持つためには、選択された技術的範囲が既存の技術(引用発明)として具体的に知られていないことが必要です。上位概念としては知られていても、具体的に選択された範囲が引用発明に開示されていなければ、新規性が認められる可能性があります。

例えば、上位概念の発明が「成分 A が 0.1%から 10%の範囲で含まれる組成物」をカバーしている場合、選択発明として「成分 A が 1.0%から 2.0%の範囲で含まれる組成物」を特許請求することが考えられます。この場合、選択された範囲が具体的に引用発明に開示されていないならば、新規性が認められる可能性があります。

## (2) 進歩性

選択発明が進歩性を持つためには、選択された範囲や具体的な実施形態が、既存の技術から容易に想像できるものでないことが求められます。選択された技術範囲が、上位概念に対して新たな技術的効果を提供する場合や、予測できなかった特別な効果を示す場合、進歩性が認められることがあります。

進歩性の判断において重要なポイントは、選択された範囲が単に既存の技術から予測可能なものであるのか、それとも選択されたことで新たな技術的意義が生まれているのかという点です。

## (3) 選択発明の実施可能性

選択発明が特許性を有するためには、選択された技術的範囲が実施可能であり、具体的な技術的効果をもたらすことが必要です。つまり、選択された範囲内で特定の技術的問題を解決し、実際にその効果を発揮することが求められます。

## 3. 裁判例における選択発明

選択発明に関する裁判例では、選択発明の特許性を認めるためには、引用発明において上位概念が広く開示されている場合でも、その範囲を具体的に選択することで得られる技術的効果が重要視されます。

例えば、ある化学物質の選択発明において、引用発明が広範な範囲をカバーしている場合でも、選択された範囲が新たな効果を示すものであれば、その選択発明に進歩性が認められることがあります。

## 4. 選択発明に対する具体物説の適用

具体物説に基づく選択発明の判断では、選択された範囲内での具体的な技術が既存技術から容易に想像できるか、またはその範囲が引用発明に具体的に開示されているかど

うかがい焦点となります。選択された範囲が新規性および進歩性を持つためには、その範囲が具体的に既存技術に含まれていないか、選択されたことで新たな技術的意義が生まれる必要があります。

## まとめ

選択発明は、既存の広い技術範囲から特定の範囲を選択して新たに特許請求する発明です。選択発明が特許性を持つためには、新規性や進歩性が認められる必要があります。選択された範囲が具体的に引用発明に開示されていないか、またはその範囲が予測できない新たな技術的効果を提供するものであることが求められます。選択発明は、上位概念の発明に対して具体的な技術的意義を持たせることで、特許保護が可能となる場合があります。

4o

用途発明について詳しく

ChatGPT

用途発明について詳しく説明します。

### 1. 用途発明とは

用途発明とは、既知の物質や装置などを新たな用途に使用することを発明とするものです。既に知られている物質や装置であっても、その使用目的や使用方法が新しい場合、その用途に特許を取得することが可能です。

例えば、ある化学物質が既に薬品として知られている場合、その化学物質が別の病気に対する治療に有効であることが新たに発見された場合、その新しい治療用途に対して特許を出願することができます。

### 2. 用途発明の特許性

用途発明が特許性を持つためには、新規性、進歩性、そして実施可能性の要件を満たす必要があります。

#### (1) 新規性

用途発明の新規性は、既知の物質や装置がその新しい用途に使用されていなかったかどうかで判断されます。すなわち、既に知られている物質であっても、その新しい用途が既存の技術文献や公知の技術に開示されていない場合、新規性が認められます。

例えば、既知の化学物質が新しい疾患の治療に使用されるという用途が特許出願された場合、その用途が以前に知られていなければ、新規性が認められる可能性があります。

## (2) 進歩性

用途発明の進歩性は、その新しい用途が既存の技術から容易に想像できるものでないかどうかで判断されます。既知の物質や装置が新しい用途に使用されることが、技術者にとって予測可能である場合は、進歩性が否定される可能性があります。

しかし、例えば、特定の化学物質が全く異なる用途に使用されることが予測不可能であった場合、その用途発明には進歩性が認められることがあります。

## (3) 実施可能性

用途発明が特許として認められるためには、その新しい用途が実施可能であることが必要です。これは、新たな用途に対して具体的な実施例が存在し、その用途が技術的に実行可能であることを示す必要があるということです。

## 3. 用途発明の種類

用途発明にはいくつかの種類があります。以下に代表的なものを挙げます。

### (1) 医薬用途発明

医薬用途発明は、既知の物質が新たな疾患の治療に使用される場合に成立します。たとえば、既に知られている化合物が、特定の病気の治療に有効であることが新たに発見された場合、その医薬用途に対して特許を取得できます。

### (2) 新規な産業用途

既知の化学物質や材料が、新たな産業用途に使用される場合も用途発明に該当します。たとえば、ある物質が従来は潤滑油として使用されていたが、新たに防錆材として使用できることが発見された場合、その用途が特許の対象となります。

### (3) 二次的用途発明

二次的用途発明は、既知の物質の既知の用途に対して、さらに新たな副次的な効果が発見された場合に成立します。たとえば、既存の薬剤が新たな副作用を防ぐために使用されることが発見された場合、その用途も特許として認められることがあります。

## 4. 裁判例における用途発明の判断

用途発明に関する裁判例では、用途発明の特許性が争われる際に、特にその進歩性と新規性が重要な判断基準となります。

### 医薬用途発明における判例

例えば、医薬用途発明に関しては、既知の物質が異なる疾患に対して使用される場合、その疾患への効果が予測できるかどうかが進歩性の判断において重要な要素となります。もしその効果が既存の知識から容易に予測できないものであれば、進歩性が認められる可能性があります。

## 5. 用途発明と特許クレーム

用途発明の特許クレームは、通常、「〇〇に使用される△△」という形式で記載されます。ここで、〇〇が新たな用途、△△が既知の物質や装置を示しています。特許クレームにおいて、新たな用途が明確に記載されていることが重要です。

### まとめ

用途発明は、既知の物質や装置を新たな用途に使用することによって成立する発明です。特許性を持つためには、新規性、進歩性、そして実施可能性の要件を満たす必要があります。用途発明は、医薬用途や産業用途など、既存の技術に新たな価値を見出すことができるため、特許法上重要な位置を占めています。用途発明が適切に認められることで、技術の応用範囲が広がり、さらなるイノベーションを促進する役割を果たします。